

第 11 章 医療の安全の確保

第1節 医療安全対策

第2節 医薬品等安全対策

第3節 血液確保対策

第1節 医療安全対策

- 医療機関における安全管理体制の充実を図るため、医療事故調査制度や第三者による病院評価の普及、促進を図ります。
- 医療に関する相談業務を行う職員の資質向上を図るため、研修等を充実させていきます。

現状と課題

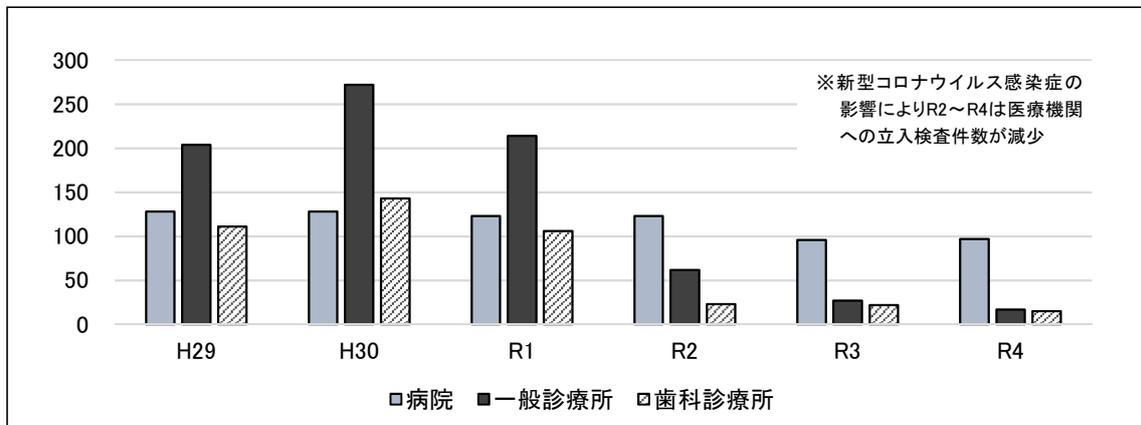
1 現状

- 医療法の規定により、すべての医療機関には、医療安全体制の確保、院内感染防止対策、医薬品の安全管理体制及び医療機器の保守点検・安全管理等が義務づけられています。
- また、県及び保健所を設置する市には、医療安全に関する相談や情報提供等を行う医療安全支援センターを設置することとされています。

(1) 医療監視

- 保健所が医療機関に対し、医療法第 25 条に基づく立入検査（医療監視）を実施し、医療提供のための人員配置、構造設備及び安全管理体制等について確認しています。

図表 11-1-1 医療監視実施件数の推移



資料：福島県保健福祉部

(2) 医療安全に関する医療機関の取組

- 県内では、令和 5（2023）年 10 月末現在、約 9 割の病院（休止中を除いた 122 病院中（以下同）、104 病院。）で患者のための相談窓口を設置しています。
- 約 9 割の病院（110 病院）で医療安全管理者を配置しており、うち約 4 割の病院（42 病院）が専従又は専任の医療安全管理者を配置しています。
- 医療法第 6 条の 10 の規定により、医療機関において医療事故（医療従事者が提供した医療に起因することが疑われ、一定の要件を満たす死亡又は死産）が発生した場合は、医療機関は国が指定する医療事故調査・支援センターへ報告する義務があります。

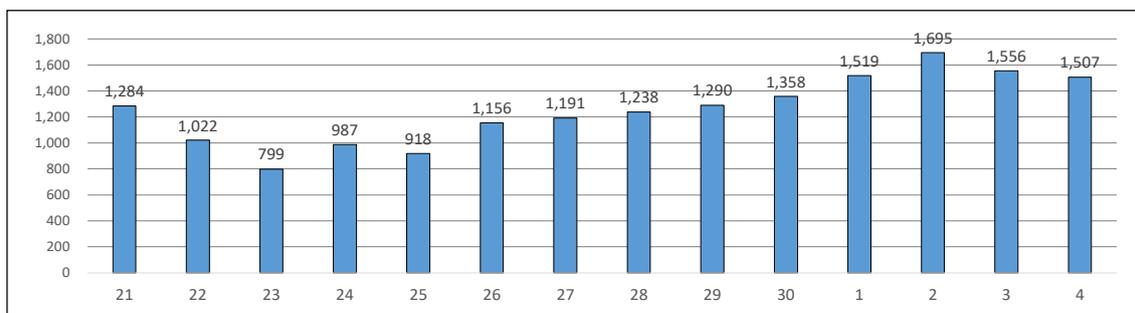
(3) 医療相談等

- 県庁内に福島県医療相談センターを設置しているほか、県及び中核市保健所に相談窓口を設け、県民からの医療相談に対応しています。

第1節 医療安全対策

- 県庁及び中核市保健所に医療安全支援センターを設置し、医療機関に対し、医療安全に関する情報を広く提供するとともに、医療安全に関する研修会の開催等により、各医療機関の医療安全対策を支援しています。
- 「ふくしま医療機器開発支援センター」では、模擬手術室等を活用し、医療機器安全管理責任者等の育成に取り組んでいます。

図表 11-1-2 医療相談件数の推移(福島県)



資料: 福島県保健福祉部

図表 11-1-3 福島県内の行政による医療相談窓口

行政機関	名称	所在地	電話番号
福島県(地域医療課)	福島県医療相談センター	福島市杉妻町2-16	024-522-4546
県北保健福祉事務所	福島県医療相談センター	福島市御山町8-30	024-534-4103
県中保健福祉事務所	福島県医療相談センター	須賀川市旭町153-1	0248-75-7817
県南保健福祉事務所	福島県医療相談センター	白河市郭内127	0248-22-5479
会津保健福祉事務所	福島県医療相談センター	会津若松市城東町5-12	0242-29-5512
南会津保健福祉事務所	福島県医療相談センター	南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0306
相双保健福祉事務所	福島県医療相談センター	南相馬市原町区錦町一丁目30	0244-26-1330
福島市保健所	福島市医療安全支援センター	福島市森合町10-1	024-597-6238
郡山市保健所	郡山市医療安全支援センター	郡山市朝日二丁目15-1	024-924-3043
いわき市保健所	いわき市医療安全相談センター	いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8556

資料: 福島県保健福祉部

2 課題

(1) 医療機関における医療安全に係る取組の強化

- 過去の事例研究を通じた医療事故の発生・再発防止のため、国が指定する医療事故調査・支援センターでは、定期的に医療機関向け研修を開催しています。県内では、令和5(2023)年10月末現在、同研修を受講している病院は約4割(51病院)となっています。
- 患者が安全で安心な医療が受けられるよう、組織全体の運営管理及び提供される医療について、中立的・科学的・専門的な見地から第三者による評価を受ける病院機能評価を実施している病院は、県内では、令和5(2023)年10月末現在、約4割(45病院)となっています。

(2) 医療安全支援センターにおける取組の強化

- 医療安全に関する相談内容は多様であり、また医療機関の指導には専門的な知識を要することから、職員の資質向上を図り、センターの取組を強化する必要があります。

施策の方向性

1 施策の方向性と展開

(1) 安全な医療の確保

- すべての患者が安心して医療機関を受診できるように、引き続き、医療法第25条に基づく立入検査（医療監視）を実施し、各医療機関の医療安全に関する体制を確認し、必要に応じて医療機関とともに改善策を検討し、必要な助言や指導を行います。

(2) 第三者による病院評価制度の普及

- 病院が医療安全管理について他病院から評価を受けることや公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価等の普及、促進に努めます。

(3) 医療事故調査制度の普及

- 医療事故の再発防止のため、国が開設する医療事故調査・支援センターや支援団体等連絡協議会が実施する調査制度の普及に努めます。

(4) 医療安全支援センターの強化

- 県民に対する医療安全に関する啓発を行うとともに、国の医療安全支援センター総合支援事業により実施される研修等の受講等により、医療安全相談に関わる相談員の資質向上を図ります。

(5) 医療安全推進協議会の設置

- 各関係機関及び県、中核市保健所による医療安全推進協議会を設置し、医療安全に関する連携体制を構築し、地域における医療安全の推進のための方策の検討等に取り組みます。

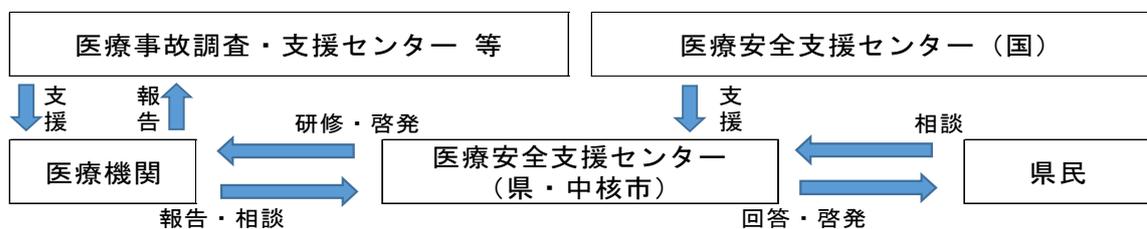
2 関係者・関係機関の役割

(1) 県及び中核市

- 医療安全支援センターを設置し、下記の業務を行うこと。
 - ・ 患者やその家族からの医療相談に対応し、必要に応じて、医療機関等への助言を行うこと。
 - ・ 県民や医療機関等に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。
 - ・ 医療機関等に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。

(2) 各医療機関

- 医療機関における医療安全体制の充実のために、患者の持つ多様な背景に配慮した適切な相談が実施できる体制を確保すること。
- 事故調査制度や第三者評価制度の活用、医療安全支援センターが行う事業との連携を行うこと。



評価指標

1 数値目標

以下の指標により、課題に対する取組の進捗状況を確認します。

番号	指標	現況値 (調査年)	出典	目指す 方向性	目標値 (目標年)
1	国が指定する医療事故調査・支援センターが開催する医療事故に係る研修を受講した病院の割合	41.0% (R5年)	福島県保健福祉部調べ (休止中の病院除く)	↗	100% (R11年)
2	第三者による病院機能評価制度を受審した病院の割合	36.9% (R5年)	福島県保健福祉部調べ (休止中の病院除く)	↗	増加
3	医療安全支援に資する技能向上等の取組を年1回以上実施した医療安全担当職員の割合	65.7% (R5年)	福島県保健福祉部調べ	↗	100% (R11年)

施策の推進

1 施策の評価と見直し

(1) 施策の推進体制と評価

- 各関係機関及び県、中核市保健所により構成される医療安全推進協議会において、施策の評価や進捗状況の把握を行います。

第2節 医薬品等安全対策

- かかりつけ薬剤師・薬局の普及を目指します。
- 薬局・薬剤師が行う健康サポートや在宅医療の取組を支援します。
- 避難地域の薬局再開等を支援します。
- 質の高い監視指導を実施し、薬事監視率の向上を目指します。

現状と課題

1 現状

(1) 薬局・薬剤師

- 本県の薬局数は、900 施設（令和5（2023）年3月末）であり、人口 10 万人あたりにすると 50.3 施設となっています。（全国平均は 49.9 施設（令和5（2023）年3月末））
- 無薬局町村は、令和5（2023）年3月末現在では県内 59 市町村のうち 11 町村（4 町 7 村）となっています。

図表 11-2-1 二次医療圏ごとの薬局数及び無薬局町村数

二次医療圏	薬局数 (R5.3.31 現在)	保険薬局数 (R4.12.31 現在)	無薬局町村数 (R5.3.31 現在)
県北	262	260	0
県中	218	215	0
県南	52	47	1
会津・南会津	124	121	5
会津	117	114	3
南会津	7	7	2
相双	57	57	5
いわき	187	186	0
合計	900	886	11

資料：薬局数及び無薬局町村数は福島県保健福祉部調べ
保険薬局数は東北厚生局調べ

- 医療の高度化や高齢化の進行に伴い、多職種連携によるチーム医療及び地域包括ケアシステムの担い手としての役割や、健康サポート業務等、地域における薬剤師の役割や期待が大きくなっています。
- 厚生労働省が平成 27（2015）年に策定した「患者のための薬局ビジョン」を具現化する制度として、健康サポート薬局⁷⁵及び認定薬局（地域連携薬局⁷⁶、専門医療機関連携薬局⁷⁷）の制度が導入されています。

(2) 薬事監視体制

- 薬局及び医薬品販売業（以下「薬局等」という。）は、医薬品の供給等を通じて、公衆衛生の向上及び増進に寄与しています。
- 近年、医薬品製造業者等における、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反により、一部の医薬品が出荷停止となる等の事態が発

⁷⁵ 健康サポート薬局：かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。

⁷⁶ 地域連携薬局：入院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局。

⁷⁷ 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局。

生しています。

2 課題

(1) 薬局・薬剤師

- かかりつけ薬剤師・薬局を持つことの意義について理解促進を図り、医薬品の適正使用を推進する必要があります。
- 健康サポート薬局及び認定薬局の制度の認知度向上を図るとともに、さらなる拡充を図る必要があります。
- 医療の効率的な提供及び医療費適正化の面から、後発医薬品及びバイオ後続品のさらなる安心使用促進について、普及啓発を行う必要があります。
- 避難地域の住民が、居住する身近な地域でかかりつけ薬剤師・薬局を持つことができるよう、薬局再開等を進める必要があります。

(2) 薬事監視体制

- 薬局等は、医薬品医療機器等法等に定める構造設備、人員配置等を継続して遵守する必要があります。
- 医薬品製造業者等は、医薬品医療機器等法等を遵守し、GMP 省令⁷⁸等で定める基準に適合する必要があります。

施策の方向性

1 施策の方向性と展開

(1) 薬局・薬剤師

- かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳を持つことの意義について普及啓発を行い、理解の促進に努めます。また、医薬品の重複投与の防止等の医薬品の適正使用を推進します。
- 患者の薬局選択に資するよう、健康サポート薬局及び認定薬局の制度の周知を図ります。
- 薬局・薬剤師が行う健康サポートや在宅医療の取組を支援し、健康サポート薬局及び認定薬局の増加を目指します。
- 福島県後発医薬品安心使用促進協議会を設置し、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品及びバイオ後続品を使用することができるよう使用促進にかかる環境整備等に関する検討を行います。
- 避難地域の薬局再開等を支援します。
- 薬局業務の効率化及び充実化を図るため、薬局におけるDXの推進を図ります。

(2) 薬事監視体制

- 薬局等に対し、質の高い監視指導を継続的に実施します。
- 医薬品製造業者等に対し、質の高い監視指導を継続的に実施するとともに、不良医薬品等の適切な回収について指導の徹底を図ります。

2 関係者・関係機関の役割

(1) 薬局・薬剤師

- かかりつけ薬剤師・薬局やお薬手帳を持つことの意義を、患者に分かりやすく説明すること。
- 「患者のための薬局ビジョン」を具現化するための取組を推進すること。

(2) 医薬品等関連事業者

- 薬局等は、医薬品医療機器等法等に定める構造設備、人員配置等を継続して遵守することで、供給する医薬品の安全性等を確保すること。
- 医薬品製造業者等は、医薬品医療機器等法等を遵守し、GMP 省令等で定める基準に適合した医薬品等の安定供給を行うこと。

⁷⁸ GMP 省令：医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令。

(3) 県民

- 医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めること。

コラム⑬ ご存知ですか？薬局にも様々なタイプがあります。
 <健康サポート薬局、地域連携薬局、がん専門医療機関連携薬局とは>

■ 健康サポート薬局とは
 地域の皆様の健康の維持・増進を積極的に支援する薬局です。
 <具体的には>

- ・お薬のことはもちろん、お薬以外の健康相談にも随時応じます。
- ・プライバシーに配慮した相談窓口を設置しています。
- ・休日夜間も相談や調剤に応じる体制を備えています。
- ・地域の医療機関や介護事業所等との連携体制を構築しています。
- ・市販薬や介護用品も取り扱っています。
- ・専門研修を修了した薬剤師を配置しています。



■ 地域連携薬局とは
 地域の医療機関や介護事業所等と連携して入院時や在宅での薬物療法に継続的に対応できる薬局です。
 <具体的には>

- ・ご高齢の方やお身体の不自由な方にも利用しやすい構造になっています。
- ・プライバシーに配慮した相談窓口を設置しています。
- ・在宅訪問の実績があります。
- ・休日夜間も相談や調剤に応じる体制を備えています。
- ・医療機器や衛生材料も取り扱っています。
- ・専門研修を修了した薬剤師を配置しています。

■ これらの薬局を探すには？
 医療情報ネットのホームページで検索することができます。
 [医療情報ネット] [検索]へ
 ぜひ、お近くの薬局を検索してみてください！

[福島県薬務課]

■ がん専門医療機関連携薬局とは
 がん診療連携拠点病院等と連携し、高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局です。
 <具体的には>

- ・ご高齢の方やお身体の不自由な方にも利用しやすい構造になっています。

評価指標

1 数値目標

以下の指標により、課題に対する取組の進捗状況を確認します。

番号	指標	現況値 (調査年)	出典	目指す 方向性	目標値 (目標年)
1	健康サポート薬局届出数	73施設 (R4年度末)	福島県保健福祉部	↗	200施設 (R11年度末)
2	地域連携薬局数	54施設 (R4年度末)	福島県保健福祉部	↗	200施設 (R11年度末)
3	専門医療機関連携薬局(がん)	1施設 (R4年度末)	福島県保健福祉部	↗	5施設 (R11年度末)
4	薬事監視率(薬局等)	14.3% (R4年度)	福島県保健福祉部	↗	35.0% (R11年度)
5	薬事監視率(製造業)	20.1% (R4年度)	福島県保健福祉部	↗	40.0% (R11年度)

施策の推進

1 施策の評価と見直し

(1) 施策の推進体制と評価

- 施策の目標を達成するため、関連する協議会において、定期的に施策の評価や進捗状況の把握を行います。
- 施策の評価や進捗状況に基づき、改善が必要な施策や指標については、より効果的なものとなるよう必要に応じて施策や取組の見直しを行います。
- 評価や見直しの結果は、福島県医療審議会保健医療計画調査部会に報告します。

(2) 施策推進の視点

ア 薬局・薬剤師

- 健康サポート薬局及び認定薬局の施設数により評価を行います。
- 施設数の増加率や、他都道府県の施設数を勘案し、目標値の見直しを行います。

イ 薬事監視体制

- 薬事監視率により評価と見直しを行います。

(3) 関連する協議会

- 福島県薬事審議会

第3節 血液確保対策

- 血液製剤の原料となる血液は人工的に造ることができないため、献血により必要な血液を確保しなければなりません。
- 血液製剤の需要見込を踏まえて設定した年度ごとの献血目標量の確保を目指します。
- 若年層献血者の確保に向けた普及啓発並びに血液製剤適正使用を推進します。

現状と課題

1 現状

(1) 献血者の確保

- 病気やけがの治療に必要な血液は人工的に造ることができないため、県民の善意の献血によって血液を確保しなければなりません。
- 県は毎年度、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、県内で必要となる血液量を算定し、献血目標を設定しています。献血目標を達成するため、国、県、市町村、福島県赤十字血液センターが役割分担をして、献血者の確保に努めています。

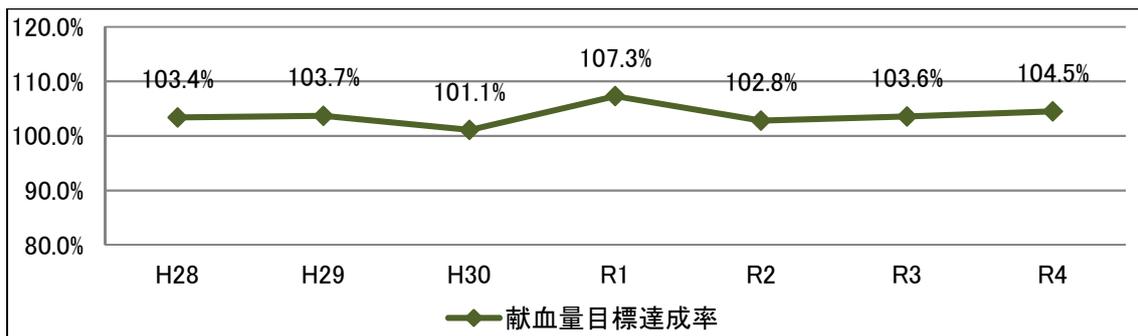
ア 若年層献血

- 若年層（10代、20代）の献血者数は減少傾向が続いており、さらなる少子化の進展によって献血可能人口も減少することから、将来の献血基盤の脆弱化が懸念されます。

イ 事業所献血・地域献血

- 景気低迷や感染症流行の影響により、集団献血に協力いただける事業所が減少しています。
- 「愛の血液助け合い運動」月間における街頭献血キャンペーンなど、市町村とボランティアが連携して地域ぐるみで献血を実施しています。

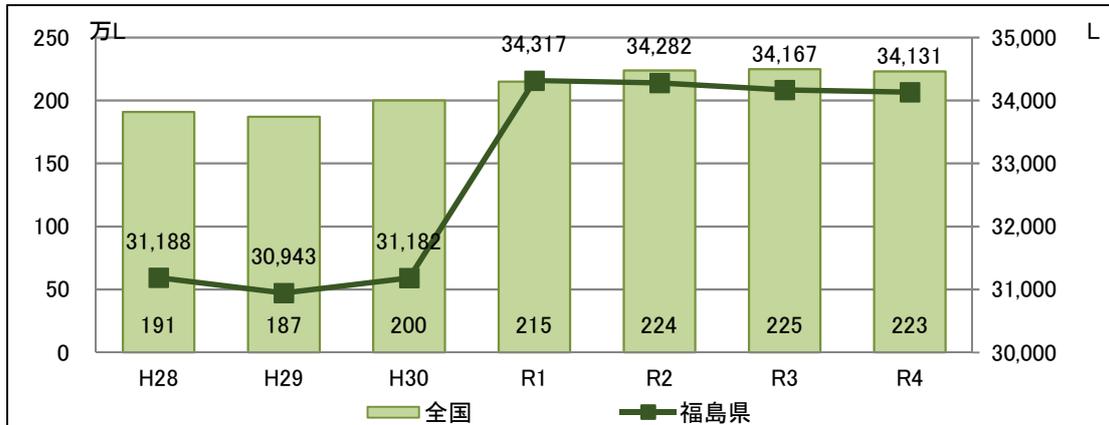
図表 11-3-1 献血目標達成率の推移



資料：血液事業の概要（福島県赤十字血液センター）

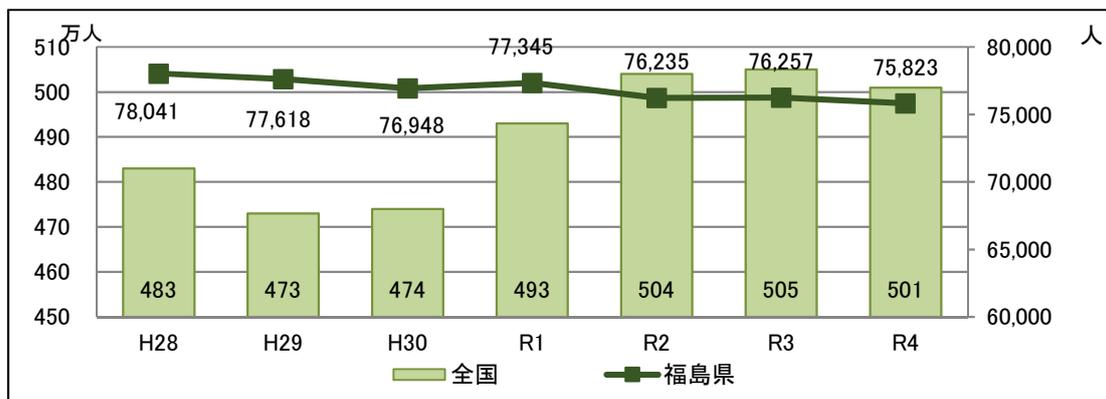
第3節 血液確保対策

図表 11-3-2 献血量の推移



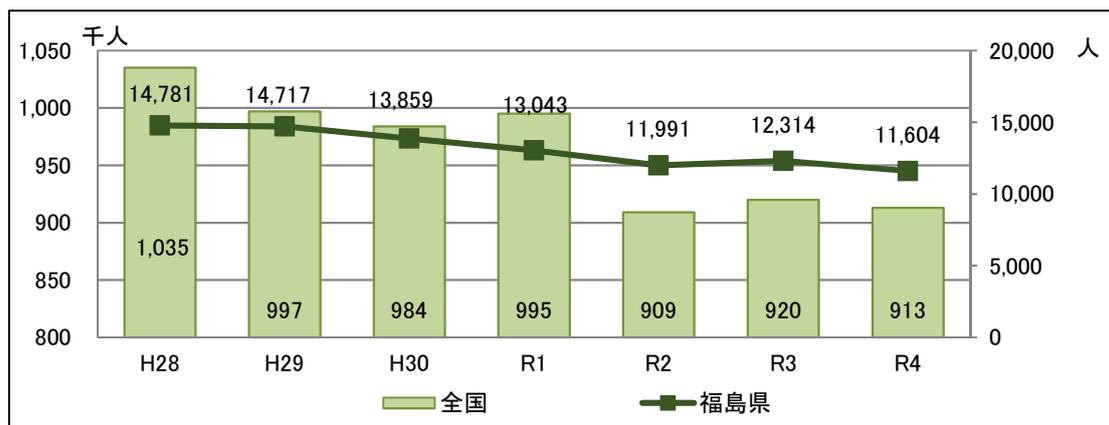
資料:血液事業の概要(福島県赤十字血液センター)、血液事業報告(厚生労働省)

図表 11-3-3 献血者数の推移



資料:血液事業の概要(福島県赤十字血液センター)、血液事業報告(厚生労働省)

図表 11-3-4 若年層献血者数の推移



資料:血液事業の概要(福島県赤十字血液センター)、血液事業報告(厚生労働省)

(2)血液製剤の適正使用

- 限りある貴重な資源である血液製剤の医療機関における適正使用の推進を図るため、使用実態を把握するためのアンケート調査や医療従事者を対象とした研修会等を開催しています。

2 課題

(1) 献血者の確保

ア 若年層への献血推進

- 将来の献血を支える若年層の献血協力者の増加を図る必要があります。
- 献血や血液製剤に関する正しい知識の普及啓発を図り、ボランティア活動である献血への関心を高める必要があります。

イ 事業所献血・地域献血の推進

- 集団献血に協力いただける事業所の増加を図る必要があります。
- 地域住民に対する献血意識の醸成を図り、献血協力者を確保する必要があります。

ウ 複数回献血の推進

- 血液製剤の安定供給を図るため、献血者から継続的な協力を得て複数回献血を推進する必要があります。

(2) 血液製剤の適正使用

- 血液製剤を使用する全ての医療機関において、適正かつ安全な輸血医療が提供されるよう、各医療機関の輸血療法委員会等を通して医師等の医療従事者への啓発を図る必要があります。

施策の方向性

1 施策の方向性と展開

(1) 献血者の確保

ア 若年層への献血推進

- 将来にわたり安定的に献血者を確保するため、SNS等インターネットを含む様々な広報手段を用いて、社会貢献のボランティア活動である献血への協力意識を喚起します。
- 保健福祉事務所（保健所）による「献血出前講座」や福島県赤十字血液センターによる「献血セミナー」を開催し、献血の正しい知識について普及啓発を行います。
- 将来の献血者確保と県民への献血思想の普及啓発を目的として、県内の中学生を対象に献血基礎知識の啓発を兼ねた「ジュニア献血ポスターコンクール」を実施します。

イ 事業所献血・地域献血の推進

- 事業所を訪問して献血への協力を依頼するとともに、協力事業所の顕彰により、さらなる積極的な献血推進を図ります。
- 事業所と市町村の連携により、近隣の住民等にも輪を広げた普及啓発を促進します。
- 「愛の血液助け合い運動」月間の街頭献血キャンペーン等を活用して、地域住民に対する献血意識の醸成と献血協力の依頼を行うとともに、地域の実情に応じた働きかけを行うことにより、地域献血の推進を図ります。

ウ 複数回献血の推進

- 複数回献血の重要性や安全性について広く周知し、複数回献血を推進することにより、血液製剤の安定供給を図ります。

(2) 血液製剤の適正使用

- 血液製剤の使用実態を把握するため「輸血に関するアンケート調査」を実施するとともに、医療従事者を対象とした研修会等の開催により適正使用の普及啓発を図ります。

2 関係者・関係機関の役割

(1) 県、市町村

- 献血に関する理解と協力を求めるため、県民や事業所に対し普及啓発を行うこと。

第3節 血液確保対策

(2) 福島県赤十字血液センター

- 献血者が継続協力できるような環境の整備を行うとともに、血液製剤の安全性かつ安定供給を確保できるように、献血者に必要な情報提供を行い、献血協力を呼びかけること。

(3) 福島県献血推進協議会

- 翌年度の県献血推進計画の策定に向け、献血目標量の設定、献血事業の課題について協議を行うこと。

(4) 福島県血液製剤使用に係わる懇談会

- 県内における血液製剤使用の現状や課題等を整理し、具体的施策を検討すること。

(5) 福島県合同輸血療法委員会

- 県内各医療機関の輸血療法委員会構成員等により組織されており、適正かつ安全な輸血療法の向上を目指し、研修会等を開催すること。

コラム④

献血の輪を広げよう ～ 献血は16歳からできるボランティア ～

■ 特に10代～30代の方の献血協力が必要です！

がんなどの病気やケガの治療などのために、全国で一日あたり約3,000人の方が輸血を必要としています。血液は人工的に造ることができないため、その全てが「献血」によって支えられています。

現在、献血者のうち、6割以上が40歳以上の方で、若い世代の方の協力が減少しています。高齢化が進み、輸血を必要とする方が増える一方で、それを支える献血者が少なくなっており、近い将来、血液が不足すると心配されています。



■ ジュニア献血ポスターコンクールを開催しています。

献血についてよく知らないけれど、献血＝針を刺す＝何となく怖いという方も多いのではないのでしょうか？

このコンクールは、将来の献血の担い手である中学生に、ポスター作成を通じて、献血とは何か？を“まず”知り、献血の大切さを理解してもらうことで、将来の献血者を育成するために毎年開催しています。

最新の受賞作品は、県内3か所にある福島県赤十字血液センターの献血ルームで、順次展示しています。中学生の温かい思いの詰まった作品を見に、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか？

<令和4年度ジュニア献血ポスター>



※ これまでの受賞作品は、県業務課ホームページ献血ミュージアム「アートギャラリー」に掲載しています。

※ 献血は、常設の献血ルームや県内を巡る献血バスでご協力いただけます。

<https://www.bs.jrc.or.jp/th/fukushima/index.html>

[福島県業務課]

評価指標

1 数値目標

以下の指標により、課題に対する取組の進捗状況を確認します。

番号	指標	現況値 (調査年)	出典	目指す 方向性	目標値 (目標年)
1	献血目標達成率	104.5% (R4年度)	血液事業の概要(福島県赤十字血液センター)	→	100%の維持 (R11年度)

施策の推進

1 施策の評価と見直し

(1) 施策の推進体制と評価

- 施策の目標を達成するため、関連する協議会等において、定期的に施策の評価や進捗状況の把握を行います。
- 施策の評価や進捗状況に基づき、改善が必要な施策や指標については、より効果的なものとなるよう必要に応じて施策や取組の見直しを行います。
- 評価や見直しの結果は、福島県医療審議会保健医療計画調査部会に報告します。

(2) 施策推進の視点

ア 献血者の確保について

- 市町村や福島県赤十字血液センターと連携して施策を推進し、献血目標達成率の状況を踏まえ、評価を行います。

イ 血液製剤の適正使用について

- 福島県血液製剤使用に係わる懇談会や福島県合同輸血療法委員会等の関係機関における意見を踏まえ、評価を行います。

(3) 関連する協議会等

- 福島県血液製剤使用に係わる懇談会
- 福島県合同輸血療法委員会

■ シンボルカラー 保健医療の分野には、そうした運動の象徴となつて「〇〇リボン運動」や「〇〇ライトアップ」といった いるカラーがたくさんあります。もし見かけたら少言葉聞いたことはないでしょうか？ し立ち止まってみませんか？

<代表的なシンボルカラー>

シンボルカラー		趣旨や意味
レッド		レッドリボンがエイズへの理解と支援の象徴として使用されており、「エイズに関して偏見を持っていない、エイズとともに生きる人々を差別しない」というメッセージがあります。HIV/エイズに関する正しい知識の普及などを目的に各地で街頭キャンペーンが行われています。
オレンジ(柿色)		日本における認知症支援のシンボルカラーとなっており、認知症への正しい理解が進むことを目的に各地でライトアップが行われています。江戸時代の陶工・酒井田柿右衛門が夕日に映える柿の実の色からインスピレーションを得て作った赤陶磁器にならって、日本から世界に発信していこうという思いが込められています。
イエローグリーン		受動喫煙防止のシンボルカラーで、受動喫煙をしたくない・させたくない気持ちを表しています。長崎県佐世保市民のアイデアからアウェアスリボン運動としてスタートし、今では全国各地で運動が行われています。
ピンク		ピンクリボンが乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるシンボルマークとなっています。ピンクリボン運動は「乳がんで悲しむ人を一人でも減らしたい」との思いからアメリカでスタートしたと言われてしています。
グリーン		グリーンリボンが移植医療のシンボルとなっており、グリーンは成長と新しい命を意味し、リボンはギフト・オブ・ライフ(いのちの贈り物)によって結ばれたドナーとレシピエントのつながりを表現しています。
オレンジ		骨髄バンクのシンボルカラー。2023年から「#つなげプロジェクトオレンジ」が始動し、ドナーの勇気を「赤」、患者の希望の光を「黄色」として、2つが交わって「オレンジ」になることを表現しています。
ブルー		「ブルーサークル」が糖尿病のシンボルカラーとなっています。糖尿病に関する国連決議が採択された翌年の2007年から使われており、国連やどこまでも続く空を表す「ブルー」と、団結を表す「輪」がデザインされています。
ブルー		「癒やし」や「希望」などを表すブルーを自閉症のシンボルカラーとしています。全国でライトアップや青いものを身に付けるなどの運動が行われています。